

# サンセイランディック大阪便り Vol.48

平成28年2月号

## 不動産 よもやま話

暖冬とはいえやはり毎日寒いですね、2月です。2月といえば節分ですが、節分には無病息災を祈り、豆まきをされるご家庭も多い事と思います。さて豆まきの「鬼は～外、福は～内」の鬼ですが、なぜトラのパンツをはいているかご存知ですか？鬼がトラのパンツをはく訳は「鬼門」に由来するそうです。万事に忌むべき方角とされる鬼門とは、鬼の出入りする方角で「北東」にあたり、この方角は十二支にあてはめると「丑」「寅」（うしとら）の方角にあたります。その為、古来鬼は「牛(丑)」の角を持った姿で、「虎(寅)」のパンツをはいているそうです。鬼～のパンツはいいパンツ～♪強いぞ～♪と歌った覚えがあっても、その強いパンツが方角を意味するとは、ちょっとした驚きです…。さて今回は、「借り上げ復興住宅」が抱える問題点について。

6434人が犠牲となった阪神大震災は1月17日、発生から21年が経ちました。被災地では、被災者の居住向けに、自治体が20年という期限付きで都市再生機構(UR)から借り上げた「借り上げ復興住宅」が入居期限を迎え、住民とトラブルになっています。自治体が期限を迎える住宅の入居者に対して退去を求めても、住民の一部は20年という期限を知らなかったと主張し引越を拒否しているようで、期限があると知っていれば初めから入居していなかったと言う人もいますようです。ですが、当時の入居申し込み案内書には「借り上げ契約の期間は20年」との記載があり、これに対して一部住民はその点については説明を受けていないと主張。また、「知っていた」とする住民にも「住み続けるつもりだった」「期限は考えていなかった」と答える住民もいて、退去を求める自治体との話し合いは平行線をたどっています。退去に反対する理由として、復興住宅の立地の良さや家賃の安さ(神戸市では、被災者が払うのは本来の家賃の1/3程度という住宅もあるそうです)があり、転居するとなれば生活の変化は避けられない為でしょう。それに対して自治体は、転居にあたって別の公営住宅を斡旋したり、高齢者や障害者が期限を過ぎても住み続けられる特例を設けるなどの対策はとっていますが、その特例にあてはまらない退去を拒否する住民に対し、明け渡しと損害賠償を求めて提訴する見通しだそうです。

21年かけて官民共に協力し復興してきた被災地において、自治体から住民へ提訴とは穏やかな話ではありませんが、不動産に関わる私としてはこの件を受けて、取引関連書類の説明の重要性を改めて感じた次第です。

## 社員の 独り言

長男が2歳になり、行動範囲も広がってきて、じっとおとなしくする事が出来なくなってきました。お子さんのいるご家庭ではどなたも経験があるかと思いますが、とにかく外出するのが大変です。特に電車などの公共交通機関での外出が一苦勞で、騒ぐ息子が他のお客さんに迷惑を掛けているのではと…落ち着いた小さい子供に対してニコニコと微笑みかけて下さる優しいご婦人もいらっしゃいますが、親である私達が気を遣い、体力も使いすっかり疲れてしまいます。そこで、我が家では、今マイカーを購入しようかと検討中です。いくつかのディーラーをまわって、いろいろな営業の方と話をしている内に、ますます車が欲しくなってきました。最初はやはり新車がいいなと思って見ていましたが、いいなと思うものは高い！予算に対しては頑として譲らない妻の前では、予算オーバーの車が欲しいとは言えず、中古車も検討する事に。とある中古車販売店に行ってみると、思っていたよりも値段に対して状態も良く、考えが変わってきました。という訳で新車・中古車も含め現在検討中ですが、大切な家族を運ぶ車ですから、安全面重視で(でもちょっとだけ私の好みも入れて)選んで、子供を連れて快適なドライブ♪が今の目標です。

営業：F



証券コード:3277

### 底地・居付き、買います。

株式会社サンセイランディック 大阪支店  
〒541-0046 大阪市中央区平野町3-6-1  
あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル3階  
TEL: 06-4706-0040 FAX: 06-4706-0045

底地くん

